

【こんなとき民生委員児童委員へ】

在宅生活に関すること

- 毎日の介護で困っていること
- 福祉サービスの利用に関すること
(ホームヘルプ、給食、移送、除雪サービスなど)
- 施設利用に関すること
(デイサービス、ショートステイなど)
- 介護保険制度に関すること
- その他

家族関係のこと

- 結婚、離婚に関すること
- 親子関係に関すること
- 扶養に関すること
- 相続に関すること
- その他

暮らしのこと

- 住まいに関すること
- 近所付き合いに関すること
- 生活費に関すること(職業や年金など)
- 生活福祉資金など各種貸付制度の利用に関すること
- 生活保護に関すること
- 遊び場、通学路などの危険箇所に関すること
- 公害や環境衛生に関すること
- その他

育児・教育のこと

- 育児やしつけに関すること
- いじめや不登校に気付いたとき
- 学校生活の悩みに関すること
- 非行に関すること
- 児童虐待に関すること
- その他

その他の困りごと

- 心身の疾病や障害に関する相談等



民生委員児童委員

支えあう 住みよい社会 地域から



民生委員児童委員
創設100周年
を迎えました

民間福祉の担い手として最も歴史のある「民生委員」制度は、幾多の変遷を経て戦前戦後の混乱期から現在に至るまで、人間愛、社会愛の灯を絶やすことなく地域の人々から、生活のことや家族のこと、さまざまな悩みごとの相談に乗ってくれる人「民生委員さん」として親しまれてきました。

家族関係のことや子育てのこと、暮らしのことなどの問題を抱えながらも、福祉の窓口へ一歩踏み出せない人もいます。そのような人の事情をよく聞き、親身になって問題解決に取り組み、プライバシーを尊重するもっとも身近で頼りになる相談相手として、地域の民生委員児童委員は活動を続けています。



お元気ですか、
わたしたち 民生委員児童委員 は、
あなたの一番身近な相談員です。

※相談のプライバシーは守ります！

問合先 福祉課 Tel.28-8024

非自発的失業者の国民健康保険税が軽減されます

■対象者

- (1) 雇用保険の特定受給資格者
倒産・解雇などの理由により、再就職の準備をする時間的余裕がなく、離職を余儀なくされた方
(雇用保険受給資格者証等の離職理由が、11・12・21・22・31・32 に該当する方)
- (2) 雇用保険の特定理由離職者
期間の定めがある労働契約が更新されなかった方、そのほかやむを得ない理由により離職した方
(雇用保険受給資格者証等の離職理由が、23・33・34 に該当する方)
※上記に該当しても、「65歳以上の離職者」および「特例受給資格者(季節雇用などの方)」は対象外となります。ただし、災害や大幅な所得減少などの理由で国民健康保険税の納付が困難な場合、申請により減額や免除を受けられることがありますので、詳しくはご相談ください。

■提出書類

- ・非自発的失業者に係る国民健康保険税軽減申告書
…保険医療課(市役所 1 階) 5 番窓口または市公式ホームページ→申請書ダウンロード→保険医療課→「非自発的失業者に対する保険税の軽減制度」からダウンロード
- ・雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の写し

■対象期間

離職日の翌日から翌年度末まで(最長 2 年間)が保険税の軽減対象期間となります。

例) 離職日 令和 4 年 3 月 31 日～令和 5 年 3 月 30 日 ⇒ 令和 5 年度末(令和 6 年 3 月 31 日)まで
 離職日 令和 5 年 3 月 31 日～令和 6 年 3 月 30 日 ⇒ 令和 6 年度末(令和 7 年 3 月 31 日)まで

国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなどして国民健康保険を脱退した時点で終了となります。

■軽減内容

国民健康保険税は所得などを基に計算されており、軽減対象期間中はその所得を 100 分の 30 とみなして計算します。
 ※申告が遅れても、さかのぼって軽減を受けることができる場合があります。詳しくはご相談ください。

問合先 保険医療課 Tel.28-8016